

## 事例番号 040 まちは「市民の市民による市民のため」のもの(埼玉県草加市)

### 1. 背景

草加市は埼玉県東南部に位置する人口約 23 万 8 千人(2006 年 1 月現在)の市である。中川、綾瀬川下流域に位置し、南側で東京都足立区に接している。まちの起源は 1606(慶長 11)年に大川図書が付近の村々の村民と相談して茅野を切り開いて道をつくり開宿に着手したことにある。1630(寛永 7)年には幕府の公認を受けて日光街道の伝馬宿となり、参勤交代や日光参拝などで大いに賑わった。文人も多く行き交い、独特の「街道文化」が形成された。周囲は農村であり、河岸はその農産物の荷積み・荷揚げでも大いに賑わった。

近代に入ると街道が国道として整備され、また、1899(明治 32)年に鉄道(東武鉄道)が開通してますます発展した。昭和 30 年代以降は急激な人口増加や市街化の進行でまちの姿は大きく変貌し、現在では住宅と産業と文化が溶け合った首都圏の郊外都市となっている。



草加市の位置 (資料: 草加市ホームページ)

草加市は急激な人口増加に対応すべく都市機能の整備に追われてきたが、市民の間からは次第にまちづくりの活動が生まれ、公園づくりや花いっぱい運動など地域で自主的な活動が盛んに行われるようになった。その活動の拡大には目を見張るものがあり、最近では環境、福祉、教育、文化、産業振興など、多様な分野で市民グループが次々と誕生して強い問題意識と行動力で積極的な活動を展開している。

そのような活動を背景に市民と行政との関わりも多様になってきており、ここ数年の間に地域自治の確立、市民と行政のパートナーシップが市政の重要課題として急激に浮かび上がってきている。市民意識が変化するにつれて行政需要が以前とは変わりつつあり、施設建設への要望のほか納税者の立場から既存施設の有効利用や適切な運営の仕組みを求める声が強くなってきた。事業の実施についても、計画段階からの市民参加が求められるようになり、また、環境や財政などとの関わりが一層重視されるようになってきている。

このような市民意識の変化に対応して市民と行政の新しい関係をつくり出すことが求められていることから、市は 1998(平成 10)年度に市制施行 40 周年記念事業として「パートナーシップによるまちづくりシンポジウム」(5/7～11/15)を開催した。そして実行委員会と市長とで「パートナーシップ

によるまちづくりを発展させるために仕組みづくりに取組む」ことを確認し、共同宣言を発表した。

1999(平成 11)年度から、市民と行政のパートナーシップによる「みんなでまちづくり」を条例化する検討が市役所内で進められ、市長提案を市議会で修正の上、2004 年 6 月に「草加市みんなでまちづくり自治基本条例」が制定された。同年 10 月から施行されている。

2000(平成 12)年度には、市が「パートナーシップによるまちづくり推進事業」(現在は「地区まちづくり推進事業」に改称)を設けた。これは、地域住民の主体性・自主性を基本にまちづくりを進めるため、行政が地域の活動を支援するというスタイルのまちづくり事業である。この事業は市が町会連合会を通じて提案し、瀬崎地区と高砂住吉中央地区とが手を上げてスタートした。両地区では地元の現状を改めて認識するためのタウンウォッチングや懇談会などが行われた。また、それぞれの地区で地域住民、町会、地域の各種団体により「まちづくり市民会議」が設立され、地区の問題点・課題などについて頻繁な話し合いが持たれてきた。特に、瀬崎地区では、問題・課題、将来像などをまとめた「まちづくり白書」が作成され、また、道路整備、公園整備等も含めた「地区詳細計画」が発表されるなど特徴的な活動が行われてきた。同地区では、道路の交差点改良に伴う地権者交渉なども住民自らの手で行うなど、「自分たちのまちは自分たちの手で作る」を基本に活動が展開されている。また、現在では両地区以外の地区でもまちづくり組織を作るなどして独自の活動が展開されている。本稿では草加市のこのような市民主体のまちづくりの概要を紹介する。

## 2. 目標

2000 年 12 月に議決された「第三次草加市総合振興計画基本構想」(計画期間:2001～15 年度)は、「快適都市」を目指して「パートナーシップまちづくり」をシンボルプロジェクトとして位置付けている。そして、以下の基本方針を掲げている。

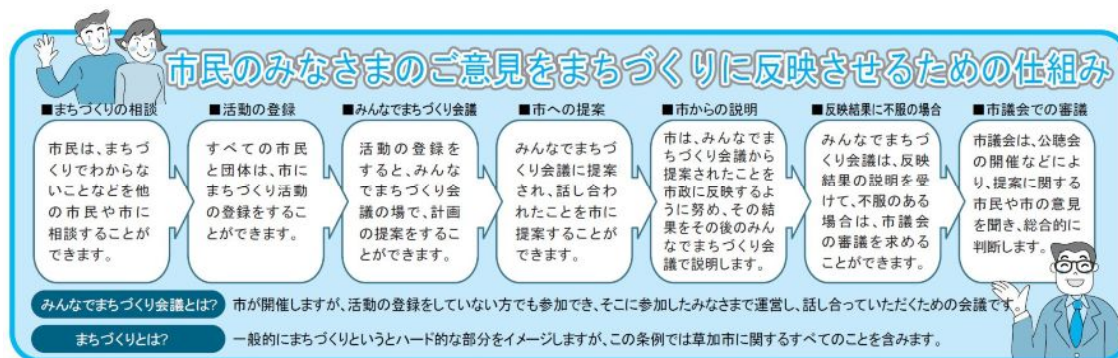
- ① 市民の地域でのまちづくりを促進し、市民相互、市民行政が協働していくために「まちづくり条例」などにより誰もが参画できる仕組み・体制を整備する。
- ② 多様な市民のまちづくり活動を支援するため、まちづくり基金を整備する。
- ③ 各地域の活動拠点としてコミュニティセンターなどの整備を促進する。
- ④ 住民参画によるまちづくり白書、まちづくり計画の策定とその実践を促進する。 等

同基本構想は、計画期間を前期・中期・後期の各 5 年間にわけ、目標を実現していくための諸施策を定めた「基本計画」を策定している。「前期基本計画」(2002 年 1 月策定、計画期間;2001～2005 年度)では、「パートナーシップまちづくり事業」を中心的な施策と位置付け、「みんなでまちづくり基本条例」、「ふるさとまちづくり応援基金制度」を制定し、コミュニティ団体等との連携を基本方針としてまちづくりを推進してきた。この「前期基本計画」の諸施策を継承、発展させるために自治基本条例の理念のもとで策定された「中期基本計画」(2006～2010 年度)は、以下の基本方針を掲げている。

- ① 市民との協働(パートナーシップ)の充実
- ② 事務事業中心から施策・基本事業中心の評価
- ③ マネージメント力の強化

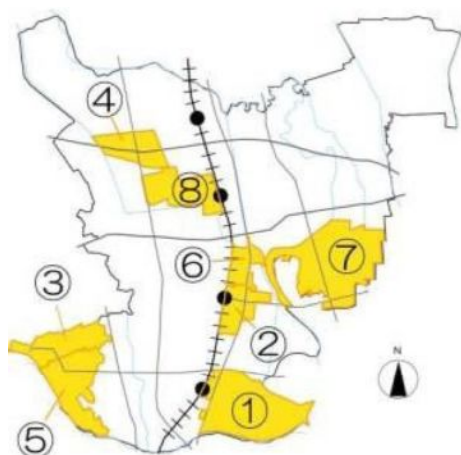
### 3. 取り組みの体制

草加市のまちづくりの体制は、「草加市みんなでまちづくり自治基本条例」に規定されている。その基本となる組織は、「みんなでまちづくり会議」である。これは市が開催する会議であるが、メンバーは「まちづくり登録員」である。「まちづくり登録員」とは、パートナーシップによりまちづくりに取り組む市民あるいは団体に、市にまちづくりの活動の登録をしたものである(2006年においては33人が登録している)。市民はこのシステムにより「みんなでまちづくり会議」に自らの提案を積極的に行うことができるようになっていく。会議は定例会議(1月、4月、7月、10月の年4回開催)と臨時会議とから成る。



条例に基づくまちづくりのプロセス (資料:「そうか市議会会報」2004年4月発行特集号)

一方、同条例には、「パートナーシップによるまちづくりを進めるため、市民は組織を作ることができ」と規定され、「市は、市民の主体的なまちづくり活動の支援を目的とする基金と制度」を作ると規定されている。それに基づき市が「地区まちづくり推進事業」を設けており、現在は8地区で同事業が行われている。それぞれの地区では「市民会議」や「協議会」などそれぞれ独自の組織で活動が展開されている。



地区名	活動団体名	開始年度
1 瀬崎地区	瀬崎まちづくり市民会議	12
2 高砂住吉中央地区	高砂住吉中央(TSC)地区まちづくり市民会議	12
3 遊馬地区	遊馬町会	14
4 新善地区	新善町まちづくり協議会	15
5 新里地区	新里町会まちづくり実行委員会	15
6 四・五・六丁目地区	四・五・六丁目地区まちづくり協議会	15
7 稲荷地区	草加稲荷ブロック	16
8 草加松原団地地区	草加松原団地自治会まちづくり部会	17

「地区まちづくり推進事業」の地区 (資料:前図と同じ)

以上の他、地区のハード系まちづくりを人的、資金的に支援する制度として「まちづくりアドバイザー制度」(市住宅・都市計画課所管)が設けられている。また、市民は条例に基づいて住民投票

を市町に請求できるようになっている。以上の仕組みに関して市民と接する市の担当は「みんなでまちづくり課」となっている。

また、草加市では市と獨協大学との協働により、市民自治等に関する市民講座等を実施している。獨協大学ではまちづくりに関する調査も行っており、その活動は高く評価されている。

#### 4. 具体策

##### (1) 「みんなでまちづくり自治基本条例」の制定と「みんなでまちづくり会議」の開催

###### ① 条例制定の経緯

2004(平成16)年10月1日に施行された「みんなでまちづくり自治基本条例」は、市民自治の実現とパートナーシップによるまちづくりを進めるため、市民、議会、市の関係やそれぞれの役割と責務を明らかにし、自治の基本原則を定めている。条例には「まちづくり活動の登録」(市民のまちづくりに対する意思表示の仕組み)や「みんなでまちづくり会議」(まちづくり登録員は当会議に議題を提出することができる)等が規定されている。条例制定の経緯は以下のとおりである。

1998年	市制40周年シンポジウム開催。ミニシンポを7地区で開催 市民による実行委員会がコーディネート 市長と実行委員会が新しいコミュニティづくりの共同宣言
1999年	市、2年間かけて条例の素案作りの勉強会
2000年	地域に入ってまちづくりを実施へ。 パートナーシップによるまちづくりに瀬崎地区と高砂住吉地区が手を挙げる。
2002年	懇話会(10名、市民公募と学識経験者)を12回開催し素案を検証
2003年3月	議会に市民参画条例として案を提出 議会から自治基本条例にした方が良いのではとの提案 議会で特別委員会を組織し、条例案を見直し
2003年8月	「市民参加とまちづくり」をテーマに『草加市議会オープンセミナー』を開催
2004年5月	「みんなでまちづくり条例審査特別委員会」公聴会開催 (公募市民、学識経験者等から議会修正案に対する意見を聴く)
2004年6月	議会にて案を修正議決

###### ② 条例の主な内容

「みんなでまちづくり自治基本条例」の主な内容は以下のとおりである。

###### (意義)

- ・ まちは「市民の市民による市民のため」の存在である。
- ・ すべての市民の自由と平等と公正を保障する「だれもが幸せなまち」をつくる。
- ・ 市民、市議会、市が市民自治を原則として、それぞれが主体的にまちづくりを行う。

###### (定義)

- ・ 市民 = 草加市に住み、働き、学ぶすべての人、市内に事務所や事業所を有する法人、その他利害関係がある人や個人

- ・ 市民自治 = 市民が主体的にあらゆる課題の解決に向けてともに考え行動すること
- ・ 参画 = 市の政策立案から実施、評価までの各段階に市民が主体的に参加すること
- ・ まちづくり = 「だれもが幸せなまち」を実現すること
- ・ パートナーシップ = 市民、市議会、市の相互の信頼に基づく対等な関係

(パートナーシップによるまちづくりの7つの原則)

- ・ 主体性、対等性、協調性、柔軟性、公開性、普遍性、発展性

(まちづくりの環境整備)

- ・ 市は、学習の機会を提供するとともに、専門家の派遣などの技術的な支援を行う。
- ・ パートナーシップによるまちづくりを進めるため、市民は組織を作ることができ、市は必要な組織を作る。
- ・ 市は、市民の主体的なまちづくり活動の支援を目的とする基金と制度を作る。
- ・ 市民、市は、まちづくりの拠点やネットワークづくりに努める。
- ・ 市は、市民の主体的なまちづくり活動を支援するため、まちづくり支援団体を作り、その活動に必要な経費の助成などの財政的な支援や業務の委託をすることができる。

(まちづくりの参画手続)

- ・ 市民は、パートナーシップによるまちづくりに取り組むときは、市にまちづくり活動の登録をすることができる。
- ・ 市民は、一定の地域のパートナーシップによるまちづくりに取り組むときは、地域まちづくり団体を作り、市にまちづくり活動の登録をすることができる。
- ・ これらの登録をした市民(「まちづくり登録員」)は、他の市民と連携し、主体的にまちづくりを行うとともに、まちづくり計画の作成と提案に積極的に取り組む。
- ・ まちづくり登録員は、次の「みんなでまちづくり会議」の場で、まちづくり計画を提案できる。
- ・ 市は、以下に関して市民の参画を実現するため、市民で構成する「みんなでまちづくり会議」を開催する。
  - ①まちづくり計画の提案、②パートナーシップによるまちづくりの政策提言、
  - ③この条例の運用の監視、④この条例の調査・研究、
  - ⑤その他この条例に基づくまちづくり
- ・ 市は、上記内容を公表する。
- ・ 市は、みんなでまちづくり会議で提案され、話し合われた事項を市政に反映するよう努める。
- ・ 市は、反映結果を、みんなでまちづくり会議で説明する。

(住民投票)

- ・ 市長は、広く市民の意見を確認するため、住民投票を実施できる。
- ・ 住民投票を行うときは、そのつど投票できる人、投票結果の取扱いなどを規定した条例を別に定める。
- ・ 草加市において、選挙権を有する人は、その総数の50分の1以上の連署により、住民投票を規定した条例の制定を市町に請求できる。

- ・ 議員は、議員定数の 12 分の 1 以上の議員の発議により、住民投票を規定した条例を市議会に提出できる。
- ・ 市長は、住民投票を規定した条例を市議会に提出することにより住民投票を発議できる。

(条例の検証と改正)

- ・ この条例が市民、市議会、市のパートナーシップによるまちづくりを常に保障するため、市議会は、この条例を施行後 5 年以内ごとに検証する。
- ・ この条例を改正するときは、市議会において出席議員の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

### ③ 「みんなでまちづくり会議」

「みんなでまちづくり会議」には定例会議(1月、4月、7月、10月の年4回)と臨時会議がある(ただし、提出議題がない場合は会議は開かれぬ)。会議の開催は市の広報およびホームページで 30 日前までに掲載する(登録者への個別通知は行わない)。提出できる議題は、①まちづくり計画の提案、②パートナーシップによるまちづくりの政策提言、③この条例の運用の監視、④この条例の調査・研究、⑤その他この条例に基づくまちづくり、であるが、市に対する個人的な苦情・要望、パブリックコメントその他これに類する手続きを実施した政策案に関する提案はできない。会議には登録員が参加でき、団体の場合は 1 人に限られる。出席者はまちづくり登録員証を持参しなければならない。会議開催の告知後、7 日以内に登録を行った場合は会議に出席できる。みんなでまちづくり会議の運用は行政主導で定めたため、市民からは改めて運用を定める提案もあるようである。会議のこれまでの開催状況は以下のようになっている(「関係者」は市職員)。

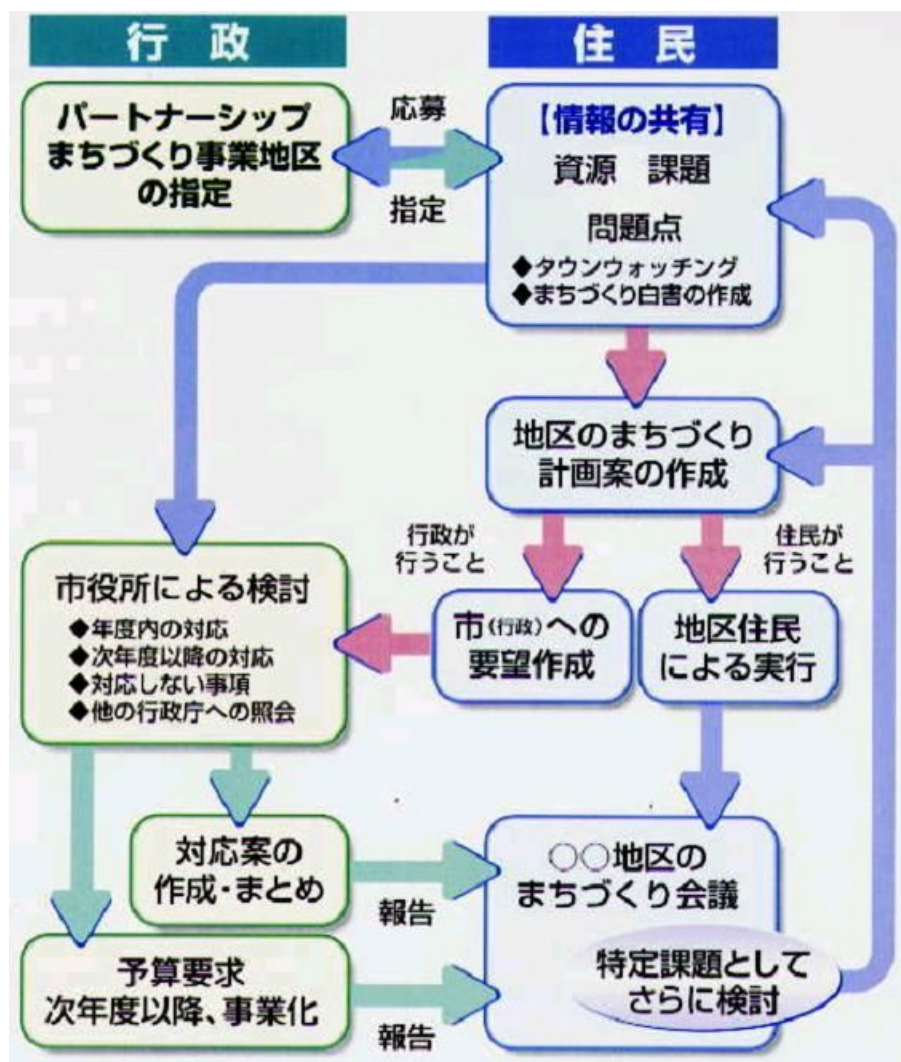
2005 年 4 月 27 日	「瀬崎蒲原(がばら)公園再生プラン」の提案 (提案者) 瀬崎まちづくり市民会議 (出席者) 登録員 17 人、事務局 4 人、関係者 2 人、傍聴者 8 人
2005 年 7 月 20 日	第 1 回会議の提案に関する市からの反映結果報告 (出席者) 登録員 13 人、事務局 4 人、関係者 2 人、傍聴者 9 人
2005 年 10 月 28 日	「ふれあい親水緑道計画」の提案 (提案者) 瀬崎まちづくり市民会議 (出席者) 登録員 14 人、事務局 5 人、関係者 8 人、傍聴者 8 人
2006 年 1 月 26 日	第 3 回会議の提案に関する市からの反映結果報告 (出席者) 登録員 11 人、事務局 3 人、関係者 6 人、傍聴者 6 人

### (2) 「地区まちづくり推進事業」(2005 年度までは「パートナーシップによるまちづくり推進事業」)

草加市では、従来の行政主導のまちづくりから住民の発意により住民が主体となって行うまちづくりへと転換するために「パートナーシップによるまちづくり推進事業」を創設し、2000 年度から瀬崎地区および高砂中央住吉地区においてモデル事業として事業を開始した。同事業では、地域住民自らが地域資源の発掘、地域課題の洗い出しを行い、それをもとにして地域の計画を立案する。その後、その計画をもとに地域住民と行政とが協働で地域特性を活かして独自のまちづくり活動を実践していく。2006 年度には「地区まちづくり推進事業」と改称され、8 地区で事業が推進されてい



る。事業の地区は公募で決められるが、市民の発意が重要であり、地区の大きさや参加者等の基準は特に設けられていない。



「地区まちづくり推進事業」のしくみ

同事業の例として瀬崎地区の活動を紹介しますと、同地区では「瀬崎まちづくり市民会議」を設立しておおむね以下のような活動を行っている。

〔瀬崎まちづくり市民会議〕

① 経緯

2000(平成 12)年「瀬崎まちづくり研究会」(地域の調査研究並びに現状把握)を経て2001(平成 13)年に「瀬崎まちづくり市民会議」を発足した。市民、各種団体等の参加者によるタウンウォッチング、懇談会などを通してまちの宝物、課題などを明確化するなど、同会議は具体的なまちづくり計画の実現に取り組んでいる。草加市の「市民と行政の新たなシステム」づくりの先導的な組織である。

② 目的

- ・ ハード、ソフト両面からのまちづくりの推進
- ・ 地域の市民会議と行政とのパートナーシップの構築

③ 組織体制

- ・ 運営委員会(意思決定機関)
- ・ 企画委員会(市民会議運営検討、企画立案、行政と協働で活動)
- ・ 地区詳細計画部会、アクション部会、ネットワーク部会、事務局

④ 市民会議での活動

- ・ 趣味的要素を含む活動
- ・ まちづくりの学習要素を含む活動

現在活動中の 8 地区

地区名	データ	活動状況
1. 潮崎地区	全域;132ha 人口;14.6 千人 2000 年度活動開始	瀬崎地区では、市民と協働で新たなまちづくりに取り組んでいる。担い手となっている瀬崎まちづくり市民会議は地区内の 4 つの町会・自治会から推薦された人や公募により参加した人など、瀬崎に住むさまざまな人がこの活動に携わっている。2000 年にモデル地区として活動を開始。これまでに、タウンウォッチング、わいわい懇談会を通して資源の再発見、問題・課題の抽出を行い、住民自らの手で地区白書・地区詳細計画を作成。また、コミュニティの活性化のため、夏まつり、まちなか防災訓練なども開催。今後も、自らが作った計画をもとに「快適で安心、安全なまち瀬崎」を目標に地区独自のまちづくりを実践していく。
2. 高砂住吉中央地区	全域;33.8ha 人口;5.1 千人 2000 年度活動開始	2000 年から 2 年間パートナーシップによるまちづくり事業のモデル地区として活動を開始。翌年、道路拡張予定地を利用して、花街道みちづくりのワークショップを開催、また、銀行の駐車場を利用してフリーマーケットなどの活動を展開している。2003 年には「TSC 地区まちづくり市民会議」と愛称を決定。毎月、第 2 水曜日に運営委員会、第 3 水曜日に市民会議を開催。今後も、地域の賑わいづくり、新しい住民に地域への愛着を持ってもらえるための活動を行っていく。《2004 年度活動実績》第 1 回ひふみの市開催(5 月)、中央公民館祭りに出展(10 月)、第 2 回ひふみの市の開催(11 月)、草加宿散歩道マップ作成(1 月)、まちづくりをつなぐ会に参加(2 月)
3. 新善地区	全域;45.6ha 人口;4.2 千人 2003 年度活動開始	2003 年度から新善町会を中心にまちづくりを開始。 活動の第一歩としてタウンウォッチングを開催。 まちづくりの課題整理を行い、テーマごとに活動を進める。 《活動実績》まちづくりニュース発行、団体ヒアリング、まちづくり実行委員会開催、まちづくりアンケート実施
4. 新里地区	全域;75.9ha 人口;約 7 千人	2003 年度から町会が主体となりまちづくり活動を開始。 タウンウォッチングを開催、まちづくりニュース第 1 号(16 年度のまちづく



	人 2003 年度活動開始	り活動テーマ) 発行 第 1 回につさと塾(地域の歴史について)開講 会館祭りにてコスモスの種を配布 まちづくりニュース第 2 号(第 1 回につさと塾報告) 発行 毛長川左岸にコスモスの植栽を実施 まちづくりニュース第 3 号(毛長川コスモス街道作戦) 発行 コスモス祭り開催中央公民館祭りに出展 まちづくりニュース第 4 号(秋のお花見会報告) 第 2 回につさと塾(日暮里舎人線について)開講 わいわい懇談会の開催 まちづくりをつなぐ会に参加 2004 年度は、毛長川の遊歩道化に向けてコスモスの植栽を中心に活動し、下半期には、これまでの活動の成果から今後の地域まちづくりについての方針をまとめた「新里みらいづくり計画」を完成させた。
5. 遊馬地区	全域;53.7ha 人口;4 千人 2002 年度活動開始	町会の 50 周年記念、町内一部区域での区画整理事業の実施を契機に、まだ未整備の土地が多い当地区のまちづくりに取組むため、遊馬町会が主体となって活動を開始。
6. 四・五・六丁目地区	全域;28.5ha 人口;3.2 千人 2003 年度活動開始	マンション建設反対運動から、2003 年前身の住環境を守る会が発足、同年 4 丁目町会が加わり「まちづくり協議会」が発足。急増するマンションに対して、「住民発意による地区計画」案の作成をめざして活動を展開している。 テーマごとに部会(委員会)を組織し活動中。 ①地区計画専門委員会 マンションによる乱開発の抑制、住環境の保全などを目的に地区計画案の検討を行う。(協議会案の作成により活動終了) ②公園専門委員会 神明あじさい公園(借地)の買取に伴い、地元住民とリニューアル案の検討を行う。2005 年公園づくりワークショップを開催、緑化推進団体を組織し、公園の運営管理を行う。 ③みち草(協議会事務局) 2004 年応援基金の助成を受けて手作り品を販売。地域のイベント拠点として活用を検討。
7. 稲荷地区	2004 年度活動開始	
8. 草加松原団地地区	2005 年度活動開始	

(資料 草加市みんなでまちづくり課ホームページより)



住吉商店街

### (3) 「ふるさとまちづくり応援基金」

地区のまちづくりや各種市民団体等のまちづくりを資金援助するために、「草加市ふるさとづくり基金」(1990年設立)の原資(250百万円)を引き継いで「草加市ふるさとまちづくり応援基金」を2004年に設立した。基金には市民、事業者、まちづくり団体の主体的なまちづくり活動の支援に要する資金を積み立て、その用途は公募、公開審査という手順で透明性を保って決定される。2004(平成16)年度は応募が50件あり20件に助成した。2005(平成17)年度は応募が30件あり24件に助成した。

#### 2005年度助成団体一覧

対象部門	助成団体
(1) はじめよう部門 (3 団体) 初動期助成部門	①おもちゃのひろばとことこ(おもちゃを通して健常児も健やかに成長するのを手助けする) ②草加市を明るく元気にするあいさつ運動の会(草加市を明るく元気にするあいさつ運動の会) ③エコキッズ草加(子どもたちに環境学習・環境活動の場を提供し、地域の環境活動を活性化する。)
(2) うごかそう部門 (14 団体) プロジェクト助成部門	①草加ジュニアオーケストラ ②新里まちづくり実行委員会 ③NPO みんなのまち草の根ネットの会・子育てパーシャルネット ④草加朗読「この子たちの夏」の会 ⑤オアシス(介護者の集い) ⑥四・五・六丁目まちづくり協議会 ⑦ボランティアポチタマ萩の会 ⑧草加市音楽家協会 ⑨しんめいファミリーサポートひろば ⑩カメクラブフリーダム(スライド映画製作と鑑賞会) ⑪草加経済クラブ(音を通じての(輪・話・環・和)づくり) ⑫NPO 高齢者障害者の家だんらん(地域の集いの場 健康マーじゃん)

	で介護予防) ⑬草加子育てネットワーク(カナダの親教育支援プログラム)
(3) そだてよう部門 (9 団体) 団体運営助成部門	①綾瀬川自然観察同好会 ②せざきマンションネット ③せざきYOYO 倶楽部 ④せざき防犯パトロール隊(2 年目) ⑤バンブーキッズ ⑥それいけ4・5・6 ⑦まつぼっくり編集委員会 ⑧ヒューマンネットワーク草加 ⑨瀬崎まちづくり市民会議
(4) つなげよう部門 (1 団体) 団体表彰部門	①NPO 子ども広場草加親子劇場

#### (4) 市と獨協大学との協働による市民自治講座の開催等

草加市では、まちづくり条例を制定する動きが出てくる中で、改めて市民自治の意義等を考え直すという考えが広がり、草加市と市内に所在する獨協大学との協働により「そうか市民自治講座」が 2003 年度から開催された。市民、市民団体、NPO、議員、市職員、学生等を対象に、自治に関する様々な講義が 22 回行われ、のべ 1,141 人が参加した。その後、「そうか市民自治フォローアップ講座」、「草加まちづくり「NPO 志縁塾」」を開催してきている。獨協大学は、まちづくりに関する様々な調査も行ってきており、そのまちづくりへの貢献が高く評価されている。

#### 5. 特徴的手法

「みんなでまちづくり自治基本条例」を制定するにあたっては、議会が主体的、積極的にまちづくりに取り組んだことが大きな特徴である。市議会は市民も交えてオープンな形で議論を展開し、市民主役のまちづくりの仕組みを徹底させた。そして、この条例に基づき、市民発案のまちづくりが進められている。行政発のまちづくりから市民発のまちづくりへの転換は未だその途上にあるが、これから全国のまちづくりが同様に転換していくであろうことを考えると、草加市のまちづくりはその先進事例として極めて注目される。

#### 6. 課題

市民主体のまちづくりプロセスの継続的な見直し、まちづくり推進事業の一般市民への周知、多世代の参加促進等に引き続き取り組んでいくことが求められる。

(参考・引用文献)

草加市ホームページ

瀬崎まちづくり市民会議ホームページ